

岩手県告示第124号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成24年2月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成24年2月3日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社広内石材建設
 - イ 主たる営業所の所在地 九戸郡野田村大字野田第18地割12番地12
 - ウ 代表者の氏名 広内弘
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第3309号
 - (3) 処分の内容 土工事業、とび・土工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成24年2月3日付けで土工事業、とび・土工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成24年2月9日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社佐々木工務店
 - イ 主たる営業所の所在地 陸前高田市高田町字森の前164番地2
 - ウ 代表者の氏名 佐々木憲平
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第4655号
 - (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 盛岡地方裁判所一関支部から平成24年1月31日付けで破産手続廃止の決定が確定した旨の通知があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成24年2月14日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 福沢建設
 - イ 主たる営業所の所在地 宮古市田鎖第9地割23番地1
 - ウ 代表者の氏名 福沢善一
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第8814号
 - (3) 処分の内容 とび・土工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成24年2月9日付けでとび・土工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。